

(質問)

事業者の災害防止に必要な資金の融資制度はありませんか。

(回答)

商工業振興資金（環境対策融資）がご利用できます。

○ 融資対象

地震災害を防止するため、法令により義務づけられているものを除く設備の設置、施設の整備・補強等を行うもので次に掲げるもの。

①応急給水機材、通信施設及び発動発電機の設置に必要な資金

②避難通路、避難場所の整備に必要な資金

③危険物関係施設の補強に必要な資金

④工場、倉庫、店舗、事務所及び団障の耐震性を向上させるための改修に要する資金で次の条件を満たすもの。

ア 改築、新築で建築基準法の規定による建築確認を受けたもの。

イ 建物修繕、塀等の改築等で、建築基準法に規定する確認を要しない場合は、同法に定める耐震基準を上回っていることを設計責任者が証明したもの。

⑤その他知事が地震災害を防止するために必要な施設設置であると認める資金

○ 融資条件等（金利は平成 年 月 日現在）

資金使途 設備資金

限度額 5,000万円（事業費の80%以内）

利率 年2.1%（信用保証協会の保証付きの場合は、年1.8%）

期間 7年以内（1年以内の据置を含む）

償還方法 元金均等割賦償還

担保・保証人 金融機関又は保証協会の定めるところによる。

○ 取扱金融機関（県内）

商工組合中央金庫、各都市銀行、山梨中央銀行、八千代銀行、東京スター銀行、各信用金庫、各信用組合

(問い合わせ先)

連絡先 山梨県商工労働観光部商業振興金融課

担当 金融担当

電話 055-223-1538（内線4611～3）

F A X 055-223-1540

E-mail shougyo@pref.yamanashi.jp

ホームページ <http://www.pref.yamanashi.jp/>